

「政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（案）」に対する
意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和５年６月２日～令和５年７月３日意見募集）

【提出意見 ４件】

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	本件の「受付締切日時」の「2023年7月3日0時0分」は、「2023年7月4日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は3日まで旨の記載があるから。	意見募集の手續に対するご意見として承ります。 ご指摘の通り 2023年7月4日0時0分の誤記ですので、意見公募期間中に修正の上、同時刻までご意見を受け付けました。	無
2	個人	追加指定の理由を示すべきである。	都道府県内の世帯カバー率等の要件をおおむね満たす事業者について、基幹放送事業者の新規指定を都道府県選挙管理委員会の要望を踏まえ随時行っているところであり、今般、当該要件をおおむね満たす基幹放送事業者を新規指定するものです。	無

3	個人	政見放送及び経歴放送実施規程の全文を見たいのですが、総務省ホームページに掲載されていないのはなぜでしょうか。	本件告示については、今回の改正後に総務省ホームページに掲載予定です。	無
4	個人	政見放送の放送時間は、通勤・通学や早朝・深夜のため市長が難しい。 候補者の同意を得たものに限って、youtube や選挙管理委員会ホームページ等に期間限定で公開してはどうか。	政見放送をホームページ等に掲載することについては、全ての候補者等の平等公正な取扱いをどのように確保するか、政見放送の放送回数等の制限を設けている現行法との関係をどのように考えるか、といった論点があり、また、選挙運動に関する事柄であることから、各党各会派においてご議論いただくべきものと考えます。	無